

令和7年度 事業計画

<事業方針>

近年、福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、少子高齢化の急速な進展や核家族化に伴う家庭・家族の介護力の低下など様々な要因を背景にこれからの地域福祉のあり方が問われています。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して2年近くが経とうとしていますが、コロナ禍の影響は大きく、最近の急激な物価高騰は経済的困窮に一層拍車をかけており、生活困窮者や社会的孤立者など弱い立場にある人の日常生活に大きな影響を及ぼしており、様々な分野の課題が絡み合って複雑化・複合化しています。

一方で、昨年元旦に発生した能登半島地震により防災・減災の意識が高まり、多くの人が身近な地域でのつながりや、たすけあいの重要性を再認識することとなりました。

このような中、本会といたしましては、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのために、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉推進の専門機関としてこれまで培ってきたネットワークやノウハウを活かし、地域生活課題の解決、地域福祉の増進に努めてまいります。

高齢者・障がい者支援では、通所介護や訪問介護、訪問入浴等の居宅サービスにおいて、引き続き感染対策を徹底し、安定的に事業継続ができるよう努めてまいります。また、子ども・子育て支援として児童発達支援センターひまわりを拠点に、児童（保護者）の意思を尊重して、常に児童の立場に立ったサービスの提供に努め、児童の思いや願いに寄り添い、連携を深めることで児童福祉の向上を目指します。

相談支援業務では、相談者目線に立ち、相手を理解し誠実な対応を心がけます。

能登半島地震等においては、被災地支援のため全国から継続的な支援活動が行われており、本会からも愛媛県社会福祉協議会の呼びかけに応じて、昨年10月に職員1名を被災地へ派遣しましたが、これからも可能な支援に努めてまいります。また、近年多発している台風や大雨、地震等による大規模災害発生時や発生後において、業務を中断することなく早期復旧を実現するための具体的な行動指針である事業継続計画(BCP)が、有事の際有効に機能するよう随時見直しを行うとともに、平時から関係団体と情報交換を行い、災害時の被災者支援を迅速に行える体制を構築していきます。

<重点目標>

1. 住民主体による地域福祉活動の推進

誰もが共に支えあい、自分らしく安心して生活することができる地域づくりの一環として、住民一人ひとりが地域で孤立することがないようにサロンや地域の交流活動を通じて地域の連帯意識の高揚を図ります。また、支部社会福祉協議会（以下、「支部社協」という。）や様々な団体と協働しながら住民の主体的な活動による地域福祉の課題解決に向けた支え合い活動を推進します。また、ボランティア活動の充実強化を図り地域福祉活動の担い手育成に努めます。

2. 相談支援活動の推進

生活困窮者や障がい者に対する相談支援、法人成年後見事業や福祉サービス支援事業等について、関係機関と連携をとりながら事業の推進を図ります。また、国の経済対策による「コロナ特例貸付(生活福祉資金)」の借受世帯を含む生活困窮者が安心して生活が送れるよう償還にかかる相談対応等必要な支援を行います。

3. 在宅福祉サービス事業の推進及び経営安定化

厳しい経営状況ではありますが、お一人お一人の声を大切に多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、介護人材を確保し、質の高い介護サービスの提供に努めます。また、介護事業等の効率的な運営に努め、健全な経営の維持に努めます。

4. 児童発達支援センターの運営強化

地域の中核的な児童発達支援センターとして、発達支援の連続・継続性が重要であることを重視し、個別・集団活動及び相談を通じて関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援します。併せて保育所等訪問事業を展開し、個別支援計画を柱に適応する力を育てます。

5. 西条市（以下、「市」という。）とのパートナーシップの強化

市と共に地域全体に目を配り、地域福祉を推進する公的な組織として、今後市とのパートナーシップをより強化し地域福祉施策の充実に取組み、安心、安全な地域づくりを推進します。

<事業実施項目>

1. 総務福祉部門

<総務福祉係>

(1) 社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の経営、事業体制の強化を図る。

- ① 理事会の開催並びに適正運営
- ② 専門部会の開催並びに適正運営
- ③ 監事会の開催並びに適正運営
- ④ 評議員会の開催並びに適正運営
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催並びに適正運営
- ⑥ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
- ⑦ 経理事務の効率運営
- ⑧ 情報管理の徹底及びコンプライアンス（法令順守）の強化
- ⑨ 役職員研修強化及び育成事業の実施
- ⑩ 組織体制の保持・強化を図るための計画的な人材確保と職員の育成強化
- ⑪ 適正な労務管理の実施及び人事管理体制の強化
- ⑫ 補助金、委託料の確保及び予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減の実施、財政の安定化を図るため新たな財源確保策の開拓
- ⑬ 法人経営の現状について組織・財政両面の点検・評価により課題を洗い出し、規程の改正等、専門職（税理士等）の指導のもと必要な改善策を講じた効率的で効果的な運営
- ⑭ 働きやすい職場環境の推進
- ⑮ 各所との情報共有・連携強化を図り、ホームページ管理等を推進
- ⑯ 災害に関する職員の意識改革の推進と防災・減災体制の整備強化を図るとともに、災害時に即応できる体制整備を推進

(2) 役職員の資質向上のため、研修体制の強化を図る。

- ① 愛媛県社会福祉大会への参加
- ② 関係機関が開催する研修会への派遣
- ③ 全職員の資質向上を目指した研修の実施及び内部研修の充実
- ④ 研修成果の職場への還元による職員全体の資質向上
- ⑤ リモートや分散等による研修の実施

(3) 各種関係機関・団体との連携強化を図る。

- ① 市との協働関係の構築及び連携強化

- ② 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ③ 福祉関係団体行事への協力
 - ④ 愛媛県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、近隣社協との連携強化
- (4) 本所及び支所の連携強化、円滑な事業実施体制の構築に努める。
- ① 本所・支所連絡会の開催
 - ② 本所及び支所業務の適正化を推進
 - ③ 事務及び事業の効率化・経費削減への職員の意識改革の推進
 - ④ 本所及び支所間の事務対応の統一化
- (5) 西条市指定管理者制度による施設の管理運営を実施し、安全安心な快適環境の提供により住民サービスの向上に努める。
- ① 福祉関係施設の管理運営
西部総合福祉センターの適正運営及び利用促進
 - ② 高齢者福祉施設の管理運営
丹原高齢者生活福祉センターの適正管理
小松生きがいデイサービスセンターの適正管理
- (6) 災害ボランティアセンターについて、地域福祉課とともに情報収集等に努め、災害時に即応できる体制整備を図る。
- (7) その他
- ① 屋内ゲートボール場運営事業の実施（すぱーく東予）
 - ② 小松支所等と連携し、旧小松地域福祉センターの適正運営に努める。

<在宅福祉係>

各所との情報共有・連携強化を図り、業務効率化等に努める。

- (1) 介護報酬改定の影響や競合施設の増加、慢性的な人材不足など介護保険事業を取り巻く厳しい情勢のなか、利用者や地域のニーズに応えられるよう質の高い安心なサービスの提供に努める。さらに、介護事業全体の運営状況を精査し、無駄の排除とサービスの充実化により効率的運営に努めるとともに、各事業の利用者確保に加え、取得可能な加算の積極的取得に努め適切な収支バランスを確保し、経営の安定化を図る。

また、介護事業所の PR や広報活動を積極的に展開するとともに、新たな ICT 機器等導入検討を継続し、介護事業の効率化と安定した事業所

経営を目指すとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスを提供できるよう介護職員の資質向上に努めていく。

- ① ケアプランセンター事業の充実強化
 - ・円滑なサービス利用への支援
 - ・介護支援計画の質の向上
- ② ヘルパーセンター事業の充実強化
 - ・知識・技術の職員間での共有による事業所全体の資質向上
- ③ 訪問入浴センター事業の充実強化
 - ・思いやりのある、質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上に関する研修等の実施
- ④ デイサービスセンター事業の充実強化
 - ・食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等のサービス提供により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減
- ⑤ 介護予防サービス事業(訪問入浴)
- ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ※介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス、訪問型サービス A-1
 - ・通所型サービス
- ⑦ 介護予防支援事業（市委託事業）
 - ・介護予防サービス計画、ケアマネジメント作成
- ⑧ 要介護認定調査（市委託事業）
- ⑨ 職員の資質向上を図るため、資格の取得及び研修会への参加奨励
- ⑩ 利用者確保に向け地域福祉事業と連携した広報活動の展開

(2) 地域支援事業、高齢者福祉事業、生活支援サービスの充実強化を図り、地域で自立した日常生活が送れるよう支援し、社会参加を推進する。

- ① 食の自立支援事業（市委託事業）
- ② 生きがい対応型デイサービス事業（市委託事業）
- ③ 軽度生活援助事業（市委託事業）
- ④ 有償日常生活支援事業
- ⑤ 西条市産前産後ヘルパー派遣事業（市委託事業）

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上を図るため、関連資格の取得及び研修会への参加を奨励し、良質で安定した障がい福祉サービスの提供に

努める。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）
- ② 同行援護事業（ホームヘルプ）
- ③ 児童発達支援センター事業
- ④ その他、障がい福祉サービス事業

(4) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める。

- ① 障害者(児)訪問入浴サービス事業（市委託事業）
- ② 障害者移動支援事業（ホームヘルプ）

2. 地域福祉部門

(1) 住民会員制度を推進する。

社協活動をより多くの住民に周知し、住民会員制度の理解促進を図る。

(2) 住民が、より身近な地域で福祉サービスを楽しむことができる地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める。

- ① 支部長会の開催
- ② 支部社協活動支援事業
- ③ 支部社協育成事業
- ④ メニュー事業による地域の実情に応じた支部活動の推進
 - ア 敬老の家事業
 - イ 老人のひろば事業
 - ウ 児童の健全育成事業

(3) 地域住民のニーズに沿った地域福祉活動を展開するため、地域福祉活動計画の策定に向け調査・研究を行う。

- ① 支部社協・行政機関・関係団体との連携を強化し、地域ニーズの把握に努める。
- ② 他市社協の取り組みについて情報収集を行う。

(4) 全ての住民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事業を強化する。

- ① ぬくもりボランティア福祉サービス事業（住民参加型福祉サービス事業）
- ② 福祉団体育成事業

- ③ ふれあいベンチ設置事業
- ④ ほのぼの広場事業（児童と地域団体の交流）
- ⑤ 少年式行事祝金事業
- ⑥ 中学校卒業就職者等激励事業
- ⑦ 高等学校生修学金事業
- ⑧ 共同募金・歳末たすけあい事業
- ⑨ 視覚障がい者への支援
西条市テプラライブラリーの管理・運営（総合福祉センター内）
- ⑩ 福祉用具貸出事業
- ⑪ 出前講座事業

(5) 社協の役割や活動を周知し、福祉活動への住民参加を促進するため広報活動の強化を図る。

- ① 西条市社会福祉大会の開催
- ② 社協だより「しあわせの架け橋」の発行
- ③ ホームページによる情報発信
- ④ 社協パンフレットの改訂・発行
- ⑤ 各事業に関する紹介用チラシの作成・配布

(6) まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業を推進する。

- ① ふれあい・いきいきサロン事業
- ② 敬老の家事業（再掲）
- ③ 地域福祉事業推進補助金の交付

(7) 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。

- ① 福祉教育推進協力校実践事例集の発行
- ② 福祉活動やボランティア活動等に関する記録
- ③ 児童生徒の福祉体験学習の実施
- ④ 夏休みボランティアスクールの開催

(8) 高齢者や児童、障がい者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、活動に対する支援を行う。

- ① ボランティア講座を開催し、ボランティア意識の醸成とボランティア活動者の養成
- ② 点訳奉仕員等養成事業（市委託事業）

点訳、朗読（初級・中級）、手話（入門・基礎・ステップアップ講座・要約筆記入門講座）の実施

- ③ 企業等へのボランティア出前講座事業
- ④ ボランティアコーディネート機能の強化
- ⑤ ボランティア啓発に係るロビー展の開催
- ⑥ ボランティア保険の加入促進
- ⑦ ホームページによる情報発信

(9) ボランティア連絡協議会の充実強化を図るため、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大と強化に努める。

- ① ボランティア連絡協議会の支援

(10) 災害ボランティアセンターについて、総務福祉課とともに情報収集等に努め、災害時に即応できる体制整備を図る。

(11) 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関と連携のもと課題解決に努める。

- ① 各支所にて心配ごと相談事業の実施（市委託事業）
 - 西条支所 月～水曜日 （13:00～15:00）
 - 東予支所 毎週金曜日 （10:00～12:00）
 - 丹原支所 第2・4木曜日 （13:00～15:00）
 - 小松支所 第1・3・5木曜日（10:00～12:00）
- ② 事業の利用促進を図るための広報活動の実施
- ③ 相談員のスキルアップを図るため、研修会の開催

(12) 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。

- ① 共同募金会への協力
- ② 歳末たすけあい募金への協力

3. 相談支援部門

(1) 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める（県社協委託事業）。

(2) 生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援事業を実施し、生活困窮者

の複合的な課題に対し各種関係機関と連携を図り、自立の促進に努める。

① 自立相談支援事業の実施（市委託事業）

ア 相談支援センターの充実強化

イ 包括的な相談支援体制の構築と社会資源の開発

ウ 事業の周知・広報活動の実施

エ 職員の資質向上と関係機関との連携強化

② 家計改善支援事業の実施（市委託事業）

③ 生活困窮者等緊急時食料支給事業の実施

団体、企業等より無償で提供される食料品を活用し、食料の確保が困難な生活困窮者の救済支援を実施

(3) 判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を守り、地域で安心して生活できるように権利擁護事業の推進を図る。

① 法人成年後見事業の実施

② 福祉サービス利用援助事業の実施（県社協委託事業）

③ 権利擁護に関する理解促進のための啓発活動

④ 関係機関・団体との連携

(4) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める。

障害者相談支援事業（市委託事業）

(5) 障害支援区分認定調査（市委託事業）

(6) 指定相談支援事業の強化

特定相談（者）・障害児相談・一般相談（地域移行・地域定着）

(7) その他相談支援事業に関することについて、関係機関・団体との連携に努め、課題把握・課題解決を図る。

(8) 交通等災害遺児進学・就職支援事業への協力（県社協）

4. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。